

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市桜区田島六丁目地内

四 作業期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで